

## 「監理措置」に関するQ&A

2021年4月

作成：なんみんフォーラム（FRJ）

2021年2月に政府が提出した入管法改正案に盛り込まれている「監理措置」がどのような制度なのか、Q&A形式で解説をします。

### Q1 監理措置とは？

これから收容されようとしている方や、すでに收容されている方について、「監理人（Q2参照）」による指導や監督の下で、收容施設外での生活を認める制度です。

### Q2 監理人とは？何をやるの？

政府は、被監理者（監理措置の対象者）の親族や知人、支援団体や弁護士を監理人として想定しているようです。その方の監理人になることを承諾している人の中から、入管が選びます。監理人になると、被監理者の指導や監督を行うこととなります。また、被監理者に対して、支援・情報提供などを行うよう努めます。ただし、生活状況を把握し、条件の遵守状況や、逃亡のおそれなどについて、入管に届け出る義務が課されます。

### Q3 誰が対象なの？

退去強制令書が発付されている方や、そのための審査が行われている途中の人について、逃亡のおそれなどを考慮し、入管が対象にあたるかを判断します。ただし、監理人になる方がいなければいけません。また、300万円を超えない範囲の保証金を支払う必要があります。

### Q4 被監理者（監理措置の対象者）の生活は？

收容されることなく生活することができますが、行動範囲の制限や入管への出頭など、様々な条件が課せられます。退去強制令書が発付されていない方は、就労を認められる場合があります。就労許可の有無にかかわらず、公的な生活保障のための仕組みは示されていません。

### Q5 監理措置に期限はあるの？

まだ詳しいことは明らかになっていません。ただし、監理人の選定を入管が取消し、新たな監理人が選定されなかった場合、監理措置は取り消されます。その他、被監理者が監理措置条件に違反した場合などにも、監理措置が取り消される可能性があります。

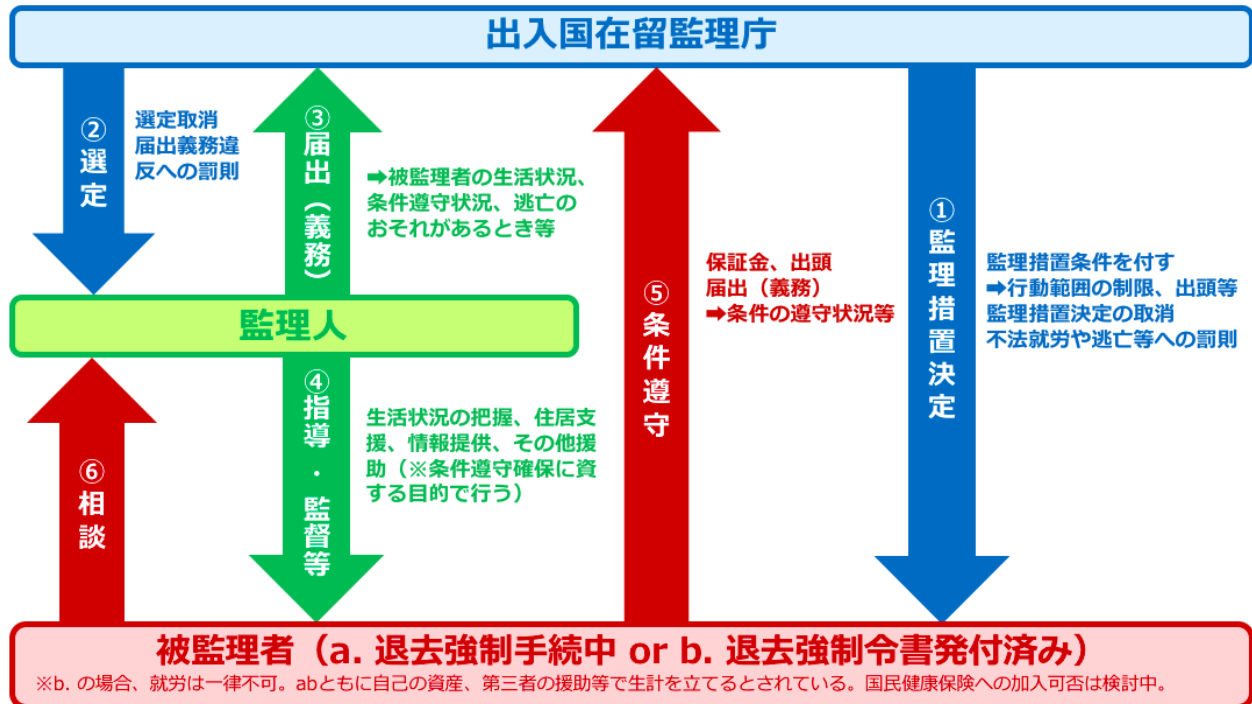
### Q6 仮放免はどうなるの？

改正法案では、健康上の理由がある場合など、例外的な場合のみ仮放免を行うとしています。保証金はありません。政府は、收容から解く手段として、仮放免ではなく監理措置を一般的に用いることを想定しています。

### Q7 罰則があるってほんと？

はい。被監理者が、①許可を受けずに就労した場合や、②逃亡した場合の罰則（懲役、罰金など）が設けられています。また、③入管への届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合も、罰則（罰金）があります。監理人についても、④入管への届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則（過料）を受けます。

【図解：監理措置の仕組み】（入管庁資料よりFRJ作成）



- 出入国在留管理庁が、被監理者に対して「①監理措置決定」を行います。その際、監理人を「②選定」します。
- 監理人は、入管に対して「③届出」を行わなければなりません。被監理者に対しては「④指導・監督等」を行います。
- 被監理者は、監理措置決定の際に付された「⑤条件を遵守」する必要があります。また、監理人に対して「⑥相談」を行い、監理人はそれに応じて「住居支援・情報提供・その他援助」に努めるとされています。

【参考：監理措置に関する意見書】

- 入管法に「監理措置制度」を導入することに反対する会長声明（東京弁護士会：2020年12月21日）  
<https://www.toben.or.jp/message/pdf/201221seimei.pdf>
- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見（難民支援協会：2021年2月19日）  
<https://www.refugee.or.jp/jar/report/2021/02/19-0000.shtml>
- 「改正入管法案」に対する共同声明（移住者と連帯する全国ネットワークなど6団体：2021年2月19日）  
[https://www.openthegateforall.org/2021/02/blog-post\\_20.html](https://www.openthegateforall.org/2021/02/blog-post_20.html)
- 出入国管理及び難民認定法改正案（政府案）に対する会長声明（日本弁護士連合会：2021年2月26日）  
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210226.html>
- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見（なんみんフォーラム：2021年3月5日）  
<http://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/4123/>
- 出入国管理及び難民認定法改正案に関する意見書（日本弁護士連合会：2021年3月18日）  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210318\\_7.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210318_7.pdf)